

産業立地促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、産業立地促進補助金の公正かつ効率的な使用の促進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）等に定めるもののほか、補助金の交付等に関する必要な事項を定める。

(補助金の交付対象)

第2条 県は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、立地促進事業に要する経費の全部又は一部を補助するものとし、当該補助の対象となる立地促進事業（以下「補助事業」という。）の目的、補助事業の内容、補助金の額等に関しては、別表に掲げるとおりとする。

なお、補助事業が立地促進事業に該当するものであることについて、別に定める確認申請書を産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則（平成14年規則第57号）第10条第1項の規定に基づき当該立地促進事業を行う事業所の所在地をその区域に含む県内の市町の市町長を経由して知事に提出し、知事の確認を受けなければならない。

また、予算の制約上、補助を受けられない場合は、原則として予算が執行可能となった時点から補助を開始する。

(補助金の交付申請)

第3条 前条の補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）及び知事が別に定める書類を知事にその指定する期日までに提出しなければならない。

2 交付申請者が実施した補助事業が、設備補助又は外国・外資系企業向け設立支援補助であるときは、前項に定める補助金交付申請書に代えて補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1－2号）を提出するものとする。

3 補助金交付申請書又は補助金交付申請書兼実績報告書を提出するにあたり、補助事業に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めた場合は、交付申請者が次に掲げる者（以下「暴力団等」

という。) のいずれかに該当するときを除き、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする。

なお、交付決定の段階で仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを除いた額について交付決定を行うこととする。

(1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員

(2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に掲げる者
2 知事は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

なお、補助事業における消費税及び地方消費税相当額が仕入れに係る税額控除の対象となる事業主体に対する補助金の交付決定には、次の条件を付するものとする。

(1) 第3項第1号の通知を受けた者は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(2) 第3項第1号又は第2号の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業実績報告書又は補助金交付申請書兼実績報告書の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において、前号により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額）を別記様式により速やかに県知事に報告するとともに、県知事の返還命令を受けて当該金額を県に返還しなければならない。

3 知事は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類により交付申請者に通知するものとする。

(1) 第3条第1項に掲げる申請 補助金交付決定通知書（様式第2号）

(2) 第3条第2項に掲げる申請 補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第2-2号）
(申請の取り下げ)

第5条 補助事業者は、前条第3項に規定する通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から15日以内は、申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(補助事業の変更)

第6条 補助事業者（第4条第3項第1号の通知を受けた者に限る。第7条から第9条及び第11条において同じ。）は、次に掲げる変更を行おうとする場合は、あらかじめ（当該変更が第2号に掲げるものであるときは、知事が指定する期日までに）、補助金変更交付申請書（様式第3号）に知事が別に定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更（知事が別に定める軽微な変更を除く。）
- (2) 第4条第3項の規定により通知された金額（以下「交付決定額」という。）の変更
- (3) 前号に掲げる変更のほか、補助事業の内容の変更（知事が別に定める軽微な変更を除く。）

2 知事は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該申請に係る変更が適當であると認めるときは、その旨を補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 第4条第2項の規定は、前項の通知をする場合について準用する。

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止を行おうとする場合は、あらかじめ、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の遂行状況報告等)

第8条 補助事業者は、知事から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、知事が別に定めるところにより当該報告をしなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業遂行困難状況報告書（様式第7号）を知事に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告書)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）又は交付決定に係る県の会計年度が終了したときは、補助事業実績報告書（様式第8号）及び知事が別に定める添付書類を知事にその指定する期日までに提出しなければならない。

(是正命令等)

第10条 知事は、補助金交付申請書兼実績報告書又は補助事業実績報告書の提出があった場合において、当該事業の成果が所定の補助条件並びに交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しな

いと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを当該交付申請者又は補助事業者に命ずることができる。

- 2 前項の規定は、第8条第1項の報告があった場合について準用する。
- 3 交付申請者又は補助事業者は、第1項の措置が完了したときは、第3条第2項又は第9条の規定に従って実績報告をしなければならない。

(額の確定)

第11条 知事は、補助事業の完了に係る第9条及び前条第3項の実績報告があつた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第9号）により当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、確定した補助金の額が、交付決定額（第6条第2項の規定により変更された場合にあっては、同項の規定により通知された金額）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第12条 知事は、第4条第3項第2号の交付決定又は前条第1項の額の確定を行つた後、補助事業者から提出される補助金請求書（様式第10号）により補助金を交付する。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助金について概算払をすることができる。

(補助対象施設等の休廃止)

第13条 補助事業者は、第4条第3項第2号の交付決定又は第11条第1項の額の確定を受けた後、最初に交付決定を受けた日の属する年度から起算して10年度以内に補助対象である工場等（以下「補助対象施設等」という。）を休止し、又は廃止（主な設備の撤去等を含む。以下同じ。）するときは、補助対象施設等休止（廃止）届（様式第11号）を知事にその指定する期日までに提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助対象施設等を休止し、又は廃止したときは、補助対象施設等休止（廃止）報告書（様式第12号）を知事にその指定する期日までに提出しなければならない。

(補助金の交付の中止)

第14条 知事は、前条第2項の報告があつた場合において、必要があると認めるときは、休止し、又は廃止した補助対象施設等に係る当該休止し、又は廃止した年度以後の補助金の交付を行わないことができる。

2 知事は、前項の補助金の交付の中止を決定したときは、その旨を補助金交付中止決定通知書兼補助金額変更通知書（様式第13号）により当該補助事業者に通知するものとする。
(交付決定の取消し等)

第15条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令並びにこの要綱及び立地促進事業に係る事業確認実施要領その他の規程の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 暴力団等であるとき。

2 知事は、前項の取消しを決定した場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により当該補助事業者に通知するものとする。

3 知事は、第1項の取消しを決定した場合には、その旨及びその取消事由、その取消しに係る補助事業者の名称その他知事が必要と認める事項を公表することができる。

4 前項の規定による公表は、その取消事由が悪質かつ重大である場合その他の知事が必要と認め る場合に行うものとする。

(補助金の返還)

第16条 知事は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 知事は、第11条第1項の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該額の変更の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

3 知事は、やむを得ない事情があると認めたときは、前2項の期限を延長することができる。
(加算金及び遅延利息)

第17条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95 パーセント の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条第1項及び第2項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限まで

に納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95 パーセントの割合で計算した遅延利息を県に納付しなければならない。

(帳簿の備付け)

第18条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間（補助金額が5億円以上の場合は10年間）保存しなければならない。

(暴力団等の排除)

第19条 知事は、この要綱の施行に関し必要があると認める場合は、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

(1) 交付申請者又は補助事業者が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聞くこと。

(2) 前号の意見の聴取により得た情報を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

2 補助事業者は、補助事業を行うに当たっては、当該補助事業に関し暴力団等を利すことのないよう必要な措置を講ずるものとする。

(電子情報処理組織による手続の特例)

第20条 知事は、この要綱に定める手続について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる。

2 前項の規定により、この要綱に定める手続について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例（平成16年兵庫県条例第14号）及び情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例施行規則（平成16年兵庫県規則第58号）の例による。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

2 知事及び補助事業者は、補助金の交付等に関して国から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和5年3月31日以前に、立地促進事業等に該当するものである旨の知事の確認を受けた事業については、この要綱の規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年5月1日から施行する。